鹿児島県公報

令和5年9月29日(金)第452号



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告示

- ○歳入の収納事務の委託
- ○公有水面の埋立ての免許の出願
- ○道路の区域の変更(2件)
- ○都市計画公聴会の開催

- (子ども家庭課取扱い) 1
 - (漁港漁場課取扱い) 1 (道路維持課取扱い) 3
 - (都市計画課取扱い) 4
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉

サービス事業者の指定

(姶良・伊佐地域振興局取扱い) 5

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

(大隅地域振興局取扱い) 5

○令和5年度准看護師試験公告

(医師・看護人材課取扱い) 6

○令和6年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告

(監理課取扱い) 6

選挙管理委員会告示

告

○政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会取扱い) 6

正言

○鹿児島県公報第400号の15(令和5年3月31日付け)の一部訂正(※) (人事課取扱い)8

告示

鹿児島県告示第726号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務 を次のとおり委託した。

令和5年9月29日

鹿児島県知事 塩田康一

1 歳入の種類

母子父子寡婦福祉資金を借り受けた者が滞納している当該母子父子寡婦福祉資金貸付金の うち知事が指定したもの

2 委託の相手方

東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井町ビル弁護士法人一番町綜合法律事務所

3 委託期間

令和5年5月15日から令和6年3月31日まで

鹿児島県告示第727号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、令和5年9月29日から同年10月19日までの間、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び鹿児島県大隅地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

令和5年9月29日

鹿児島県知事 塩田康一

1 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名 鹿児島県 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県知事 塩田康一

2 埋立区域

(1) 位置

垂水市牛根麓字磯15番3及び15番15に隣接する道並びに同市牛根麓字磯15番16の地先公 有水面

(2) 区域

ア A区域

次の各地点のうち、x1の地点からx6の地点までを順次に結んだ線、x6の地点からx10の地点までを順次に結ぶ平成20年の秋分の満潮位(D. L. +2.90メートル)における公有水面と陸地との境界線及びx10の地点とx1の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- x 1 国土地理院二等三角点「海潟」(北緯31度33分14.7128秒, 東経130度42分 26.8434秒) (以下「基点」という。)から72度12分39秒1,419.91メートルの地点
- x2 x1の地点から12度45分42秒25.50メートルの地点
- x3 x2の地点から102度45分42秒156.97メートルの地点
- x4 x3の地点から12度45分42秒3.10メートルの地点
- x5 x4の地点から102度45分42秒1.88メートルの地点
- x6 x5の地点から191度09分36秒19.05メートルの地点
- x7 x6の地点から260度11分00秒23.21メートルの地点
- x8 x7の地点から282度08分15秒29.40メートルの地点
- x9 x8の地点から281度47分48秒35.45メートルの地点
- x10 x9の地点から283度01分19秒58.40メートルの地点

イ B区域

次の各地点のうち、x11の地点からx17の地点までを順次に結んだ線、x17の地点からx24の地点までを順次に結ぶ令和元年12月17日付け鹿児島県指令漁港第322号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面の境界線(D. L. +2.90メートルにより決定)、x24の地点とx25の地点を結んだ線、x25の地点からx28の地点までを順次に結ぶ平成20年の秋分の満潮位(D. L. +2.90メートル)における公有水面と陸地との境界線及びx28の地点とx11の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- x11 基点から74度53分11秒1,566.41メートルの地点
- x12 x11の地点から11度09分36秒17.98メートルの地点
- x13 x12の地点から102度45分42秒1.25メートルの地点
- x14 x13の地点から192度45分42秒3.10メートルの地点
- x15 x14の地点から102度45分42秒51.52メートルの地点
- x16 x15の地点から12度45分42秒3.10メートルの地点
- x17 x16の地点から102度45分42秒0.87メートルの地点
- x18 x17の地点から192度45分42秒4.50メートルの地点
- x19 x18の地点から192度46分35秒1.80メートルの地点
- x20 x19の地点から191度12分39秒3.69メートルの地点
- x21 x20の地点から191度12分39秒7.00メートルの地点
- x22 x21の地点から245度21分55秒1.94メートルの地点
- x23 x22の地点から192度02分47秒1.84メートルの地点
- x24 x23の地点から192度04分14秒10.00メートルの地点
- x25 x24の地点から287度24分47秒5.89メートルの地点
- x26 x25の地点から16度33分42秒7.41メートルの地点

- x27 x26の地点から16度40分34秒8.04メートルの地点
- x28 x27の地点から285度59分50秒34.55メートルの地点
- (3) 面積

A区域 3,951.73平方メートル

B区域 662.90平方メートル

合計 4,614.63平方メートル

- 3 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置

垂水市牛根麓字磯 9番 6, 9番20, 12番 3, 12番 7, 12番 8, 13番 4, 13番10, 15番 3, 15番12, 15番14, 15番15及び15番16, 9番 6と12番 7, 9番20と12番 7, 9番20と15番16, 12番 3と15番16, 12番 7と15番16, 12番 8と15番16, 13番 4と15番16, 13番 4と13番10, 13番10と15番12, 13番10と15番13, 13番10と15番15及び15番15と15番16に挟まれた道並びに15番 3及び15番15に隣接する道並びにこれらの地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、y1の地点からy4の地点までを順次に結んだ線、y4の地点からy11の地点までを順次に結ぶ令和元年12月17日付け鹿児島県指令漁港第322号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面の境界線(D. L. +2.90メートルにより決定),y11の地点とy12の地点を結んだ線及びy12の地点とy1の地点を結んだ線により囲まれた区域

- y 1 基点から72度32分56秒1,401.69メートルの地点
- y 2 y 1 の地点から13度45分22秒147.43メートルの地点
- y3 y2の地点から102度45分42秒223.95メートルの地点
- y 4 y 3 の地点から192度45分42秒102.41メートルの地点
- y 5 y 4 の地点から192度45分42秒4.50メートルの地点
- y 6 y 5の地点から192度46分35秒1.80メートルの地点
- y 7 y 6 の地点から191度12分39秒3.69メートルの地点
- y 8 y 7の地点から191度12分39秒7.00メートルの地点
- y 9 y 8 の地点から245度21分55秒1.94メートルの地点
- y10 y9の地点から192度02分47秒1.84メートルの地点
- v11 v10の地点から192度04分14秒10.00メートルの地点
- y12 y11の地点から192度04分14秒14.95メートルの地点
- (3) 面積

33,173.53平方メートル

- 4 埋立地の用途
 - 漁港施設用地
- 5 出願年月日

令和5年9月1日

鹿児島県告示第728号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年9月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月29日

毎 月	鳥県知事	塩田康一

道路 の 種類	路線	名	変	更	D	区	間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	270号		南さつ	ま市	金峰	町新	山字北	前	51.5~58.4	34. 5
			之堀21	62番	1 地	先か	ら同市	後	26.6~26.9	34. 5
			金峰町	新山	字片	₩元3	35番 8			

地先まで

鹿児島県告示第729号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更 した。

なお,区域を表示した図面は,令和5年9月29日から2週間,鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月29日

										鹿児島県知事	塩田康一
道路 の 種類	路	線	名	変	更	の	区	間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児	島加	世田	南さつま市金峰町新山字岸				山字岸	前	51.5~58.4	34. 5
	線			元335番8地先から同市金			後	26.6~26.9	34. 5		
				峰町新山字北之堀2162番1							
				地先ま	也先まで						

鹿児島県告示第730号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により,次のとおり公聴会を開催する。

令和5年9月29日

鹿児島県知事 塩田康一

1 日時

令和5年11月5日(日)午前10時30分から

2 場所

鹿児島県庁(行政庁舎7階)共用会議室7-A-2(鹿児島市鴨池新町10番1号)

- 3 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要
 - (1) 鹿児島市域都市計画区域の整備,開発及び保全の方針の変更(次のとおり)
 - (2) 鹿児島都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更(次のとおり)

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を鹿児島県土木部都市計画課及び鹿児島地域振興局建設部土木建築課並びに鹿児島市建設局都市計画部都市計画課において縦覧に供する。なお、鹿児島県のホームページ(http://www.pref.kagoshima.jp/ah10/infra/toshi/sakutei/kochokai.html) においても掲示する。)

- 4 公述の申出
 - (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公述申出書(別記様式)を令和5年10月 30日(月)までに、鹿児島県土木部都市計画課(鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577)に到着するよう提出すること。

なお、公述申出書の様式は、鹿児島県のホームページ(http://www.pref.kagoshima.jp/ah10/infra/toshi/sakutei/kochokai.html) から取得することができる。

- (2) 知事は、公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定して、その者に通知する。
- 5 公聴会の開催の中止

4の(1)の公述申出書の提出がなかった場合には、公聴会の開催を中止する。

6 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課(電話099-286-3676)

鹿児島県鹿児島地域振興局建設部土木建築課(電話099-805-7320)

鹿児島市建設局都市計画部都市計画課(電話099-216-1378)

7 公聴会に関する問合せ先

鹿児島県土木部都市計画課(電話099-286-3676)

鹿児島市建設局都市計画部都市計画課(電話099-216-1378)

別記様式

公述申出書

鹿児島県知事 塩田康一 殿

私は、令和5年11月5日に開催される鹿児島市域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更等に関する公聴会において、次の意見の要旨及びその理由のとおり公述したいので申し出ます。

令和 年 月 日

郵便番号

住 所 電話番号

氏 名

年 齢 職 業

意見の要旨及びその理由

姶良・伊佐地域振興局告示第39号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和5年9月29日

始良·伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業	業 所		申 請 者		** * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	障害福祉
h th	-r + 11.	h th	主たる事務所の 代表者の		指定年月	サービス
名 称	所 在 地	名 称	所在地	名	目	の種類
L i f e	霧島市国分清水	雅建装株式会社	霧島市国分郡田	遠山 雅也	令和5年	共同生活
	一丁目21番6号		1955番地		9月15日	援助

大隅地域振興局告示第16号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和5年9月29日

大隅地域振興局長 永野義人

事	業 所		申 請 者		北 安 左 『	障害児通
D Th	武士地	名 称	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	所支援の
名称	所 在 地	名	所在地	名	日	種類
曽於児童発達支	曽於市末吉町南	株式会社H.	宮崎県都城市前	細谷 竜太	令和5年	児童発達
援センターわた	之郷字並松114	R.	田町6街区19号		5月24日	支援・放
ぼうし	番地1					課後等デ
						イサービ
						ス
児童発達支援・	曽於郡大崎町井	合同会社LIN	鹿屋市串良町上	清水 貴子	令和5年	児童発達
放課後等デイサ	俣788-2	DO	小原4660番地9		6月1日	支援・放
ービスはぐはぐ						課後等デ
						イサービ
						ス
りんこう発達支	曽於市末吉町岩	社会福祉法人輪	曽於市末吉町岩	山内 大宣	令和5年	児童発達
援ひかり	崎2103	光福祉会	﨑971番地1		6月1日	支援・放
						課後等デ
						イサービ
						ス
放課後等デイサ	鹿屋市寿八丁目	株式会社スター	鹿屋市野里町	岩元美由記	令和5年	放課後等

鹿児島県公報

ービスがじゅま	19番7号	シップ	4917番地 3			6月1日	デイサー
るどりーむ							ビス
はっぴーoneⅡ	鹿屋市川西町	株式会社純隆	鹿屋市川西町	吉留	祐子	令和5年	保育所等
	4461番地14		4669番地 5			6月1日	訪問支援
はっぴーone純	鹿屋市川西町	株式会社純隆	鹿屋市川西町	吉留	祐子	令和5年	保育所等
	4465番地 4		4669番地 5			6月1日	訪問支援

公告

令和5年度准看護師試験公告

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により,令和5年度准看護師試験を次のとおり実施する。

令和5年9月29日

鹿児島県知事 塩田康一

1 試験の日時

令和6年2月14日(水)午後1時30分から午後4時まで

- 2 試験の実施場所
 - (1) 鹿児島会場

鹿児島大学共通教育センター (鹿児島市郡元一丁目21番30号)

(2) 大島会場

鹿児島県大島支庁(奄美市名瀬永田町17番3号)

3 受験願書等の受付期間

令和5年12月11日(月)から同月15日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、令和5年12月15日の消印のあるものまで受け付ける。

4 受験願書の用紙の請求及び試験についての照会先

鹿児島県くらし保健福祉部医師・看護人材課

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2736

令和6年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱(平成8年鹿児島県告示第1402号)第7条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

令和5年9月29日

鹿児島県知事 塩田康一

1 対象者

県外に主たる営業所を有する者

2 申請を受け付ける場所及び期間

場所	期間	
物り	年 月 日	時間
鹿児島県土木部監理課(鹿児島市	令和5年10月23日から同年11月6	8:30~12:00
鴨池新町10番1号 郵便番号890	日までのそれぞれの日(県の休日	$13:00\sim17:15$
-8577)	を除く。)。なお、郵送の場合は、	
	令和5年11月6日の消印のあるも	
	のまで受け付ける。	

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による設

立の届出があった政治団体,法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体及び法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体の名称等は,次のとおりである。

令和5年9月29日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

- 1 設立の届出があった政治団体
 - (1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名 称	代表者の氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	1以上の市町 村の区域等を 単位として設 けられる支部	届出年月日
自由民主党鹿	手﨑 朋彦	若松 剛	鹿児島市荒田二丁	0	令和5年
児島県遊技産			目6番2号		8月22日
業支部					

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の所在地	届 出 年 月 日
朝木一仁後援会	朝木 一昭	池田 弘子 奄美市名瀬井根町18-		令和5年
			18	8月17日
おおばりか後援会	大庭 梨香	栄 竜太	奄美市住用町見里165	令和5年
			-2	8月17日
杉ためあき後援会	杉 為昭	杉 為昭	西之表市伊関505-1	令和5年
				8月24日
西山英一後援会	西山 英一	西山 英一	南九州市頴娃町郡1294	令和5年
			-2	8月14日
盛剛後援会	盛剛	林 繁基	奄美市名瀬安勝町22-	令和5年
			3	8月25日

- 2 異動の届出があった政治団体
 - (1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏	名 異動事項	新	IΒ	異 動 年 月 日
自由民主党伊佐支 部	池畑 知	行 代表者の氏 名	池畑 知行	猩々 義秋	令和5年 8月30日
立憲民主党鹿児島県総支部連合会	円林 誠	子 主たる事務 所の所在地	鹿児島市真砂 町1-3	鹿児島市下荒 田1-6-23 -2F	令和5年 8月1日

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	IΒ	異 動 年 月 日
荒木耕治後援会	荒木 謙一	会計責任者 の氏名	松田 純治	田村 良二	令和5年 7月1日
日本薬業政治連盟 鹿児島県支部	荒田 賢一	代表者の氏 名	荒田 賢一	中島 由行	令和5年 7月26日
		会計責任者 の氏名	上松瀬 士行	深栖 正尚	

3 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

Ī	届出る	をした者	化主 :	どの丘々	小陸の揺粕	資金管理団体		主たる事務所の			指		定	
	\mathcal{O}	氏 名	代表者の氏名		公職の種類	0	名	称	所	在	地	年	月	日
大庭 梨香		梨香	大庭	梨香	奄美市議会	おおばりか後			奄美市住用町見			令和5年		年
					議員	援会		里165-2			8)	月17	7日	

正誤

令和5年3月31日付け鹿児島県公報第400号の15中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
3	上から3行目	」を「の	申出」を「の申出